

金融庁 平成 14 年 7 月 22 日

平成 14 年 7 月 15 日

金融庁 総務企画局 市場課長 殿

照会者

39/F EDINGURGH TOWER THE LANDMARK15
QUEEN' S ROAD CENTRAL HONG KONG
エスエヌエフイー・マック・ジャパン・アクティブ・シェアホルダー
フロント・エル・ビー

照会者

東京都渋谷区恵比寿 2-32-10-409
MAC2000 投資事業組合

上記 2 者代理人

東京都港区虎ノ門 3 丁目 20 番 4 号
虎ノ門鈴木ビル 7 階
(平成 14 年 7 月 29 日以降)
東京都中央区銀座 6 丁目 4 番 1 号
東海堂銀座ビル 7 階
中島・宮本・畑中法律事務所
弁護士 中島 章 智



「証券取引法」「証券取引法施行令」及び「上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件に関しまして、下記のとおりご照会申し上げますので、ご回答を賜ることができますと幸甚と存じます。

敬具

記

1. 本照会にかかる法令(条項)が平成13年7月9日付け「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」(以下「細則」という。)「1. 対象」に該当することについて

本照会にかかる法令(条項)は、「証券取引法」(昭和23年法律第25号)第163条、「証券取引法施行令」(昭和40年政令321号)第27条の6及び「上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令」(昭和63年大蔵省令第40号)(以下「上場会社証券売買令」といいます)第1条の4であります。

後記2.において述べますとおり、本件照会にかかる事案は、照会者エヌエヌエフイー・マック・ジャパン・アクティブ・シェアホルダー・ファンド・エル・ピー(以下「照会者エヌエヌエフイー」といいます)はケイマン諸島のエグゼンプティッド・リミテッド・パートナーシップ法に基づき設立されたエグゼンプティッド・リミテッド・パートナーシップ(以下「パートナーシップ」といいます)として、照会者MAC2000投資事業組合(以下「照会者MAC2000」といいます)はわが国の民法に基づく任意組合(以下「任意組合」といいます)として、それぞれ、上場会社等の株式を買い付けることにより、上場会社等の総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有するものであり、これにより、証券取引法第163条第1項の定める「主要株主」に該当するものとされる場合は、同条により売買報告書の提出義務が課され(売買報告書に記載すべき「売付け等」の定義は、同項、同法施行令第27条の6及び上場会社証券売買令第1条の4においてなされています。)、これに違反したときは、罰則の対象となります(証券取引法第205条第12号)。

そこで、証券取引法第163条、同法施行令第27条の6及び上場会社証券売買令第1条の4の適用される場合について、ご照会申し上げます。

以上より、本照会にかかる条項は、細則「1. 対象」「(1)対象法令(条項)の範囲」「②当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合」に該当するものと思料いたします。

2. 本照会にかかる取引の具体的内容

本照会にかかる取引の具体的内容は以下のとおりであります。



- ① 照会者エヌエヌエフイーはパートナーシップとして、照会者MAC2000は任意組合として、それぞれ、日本の上場会社等の株式に対する投資を行っているところ、投資の結果、発行会社の総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有するに至る場合があります。現に、照会者エヌエヌエフイーについては、ジャックホールディングス株式会社、株式会社アライドマテリアル及び角川書店株式会社の3社（いずれも東証2部上場）について、総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有しています。
- ② そして、照会者らの行う取引においては、発行会社の総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有するに至った場合であっても、投資目的で、当該発行会社の株式の売買を行うことが予定されており、買付けを行った株式についての投資回収方法としては、ToSTNeTを利用する売付けを含む取引所有価証券市場における売付けのほか、取引所有価証券市場外における売付け、発行会社以外の者による公開買付けに対する売付け、発行会社による公開買付けに対する売付け、有償減資又は有償法定準備金減少に応じること、合併、株式交換、株式移転又は会社分割に応じること、商法上の株式買取請求権の行使、配当金の受領等があります。
- ③ 照会者エヌエヌエフイーは、前記のとおり、パートナーシップであり、次のような性質を有しています。
 - (1) パートナーシップには法人格はなく、パートナー（無限責任でありパートナー全員を代表して業務執行を行うジェネラル・パートナーと有限責任でありパートナー全員を代表して業務執行を行うものではないリミテッド・パートナーに分類されます）間の契約によるものです。
 - (2) 上記(1)の契約に基づき、照会者エヌエヌエフイーは、リミテッド・パートナーを含むパートナー全員の共同事業として株式売買を行うものです。株式売買の業務執行はジェネラル・パートナーがパートナー全員を代表して行うものの、パートナー全員の共同事業であることに変わりはなく、リミテッド・パートナーについても、出資を行うだけではなくて、所定の場合にはジェネラル・パートナーに対し意見を述べることもできるほか、リミテッド・パートナー総会において意見を述べ議決権を行使することができます。
 - (3) 照会者エヌエヌエフイーが取得した株式に係る株主権の行使も、パートナー全員の共同事業についての業務執行の一環として、ジェネラル・パートナーがパートナー全員を代表して行うものとされています。
 - (4) 照会者エヌエヌエフイーが取得した株式について発行会社の株主名簿上は、「エヌエヌエフイー マツク ジャパン アクティブ シェアホルダー フォンド エルピー」と表示されており、議決権行使書には、これに続けて、「常任代理人 A銀行（銀行名）東京支店 カストディ業務部」との記載があります。
 - (5) パートナーシップに属する財産は、パートナーの共有であると解されており、照会者エヌエヌエフイーが売買により保有する株式についてもパートナーの共有となります。



(6) 税務上も、株式に対する共有持分に応じて収入及び費用がパートナー各人に直接帰属するものとして課税されるものであり、パートナーシップたる照会者エスエヌエフイーとして課税されるものではありません。

④ 照会者MAC2000は、前記のとおり、任意組合であり、次のような性質を有しています。

(1) 任意組合には法人格はなく、組合員間の契約（組合契約）によるものです。

(2) 上記(1)の組合契約に基づき、照会者MAC2000は、業務執行組合員を含む組合員全員の共同事業（民法667条）として株式売買を行うものです。株式売買の業務執行は業務執行組合員が組合員全員を代表して行うものの、組合員全員の共同事業であることに変わりはなく、業務執行組合員以外の組合員についても、出資を行うだけではなく、随時、業務執行組合員に対して、照会者MAC2000の投資状況や業務執行状況につき質問し、意見を述べるができるほか、組合員総会において、投資方針について意見交換を行うものとされています。

(3) 照会者MAC2000が取得した株式に係る株主権の行使も、組合員全員の共同事業についての業務執行の一環として、業務執行組合員が組合員全員を代表して行うものとされています。

(4) 照会者MAC2000が取得した株式について発行会社の株主名簿上は、「MAC2000投資事業組合 業務執行組合員代表 B（個人名）」（正確には、「MAC2000投資事業組合 業務執行組合員 株式会社C（会社名） 代表取締役 B」ですが、発行会社の名義書換代理人のコンピュータシステム上の字数制限で省略されているものと思われます）と表示されています。

(5) 任意組合に属する財産は、組合員全員の共有であり（民法668条）、照会者MAC2000が売買により保有する株式についても組合員全員の共有となります。

(6) 税務上も、株式に対する共有持分に応じて収入及び費用が組合員各人に直接帰属するものとして課税されるものであり、任意組合たる照会者MAC2000として課税されるものではありません。

3. 適用の有無についての照会者の見解とその根拠

① パートナーシップたる照会者エスエヌエフイーに係る株式保有と「主要株主」該当性

前記のとおり、パートナーシップの保有する株式は、パートナー全員がこれを共有するものであって、各パートナーは、株式に対する共有持分を保有するものです。

証券取引法163条は、主要株主について、「自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有

の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主」と定めており、同法第27条の23第4項、第5項と異なり、共同保有者の保有する株式数を加算する旨の規定は存在しません。また、議決権の共同行使の合意がある場合には、同条第4項、第5項では合意の当事者の株式数を加算することになりますが、同法第163条には、そのような定めはありません。

したがって、パートナーシップとして発行会社の総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有することになっても、パートナーシップの総株主の議決権に対する議決権の保有割合に各パートナーのパートナーシップに対する出資割合(株式の共有割合)を乗じたものを当該各パートナーに係る同法第163条の主要株主該当性の計算に用いるものと解すべきであり、照会者エヌエヌエフイー自体には、同条は適用されないものと思料いたします。

②任意組合たる照会者MAC2000に係る株式保有と「主要株主」該当性

前記のとおり、任意組合の保有する株式は、組合員全員がこれを共有するものであって、各組合員は、株式に対する共有持分を保有するものです。

証券取引法163条は、主要株主について、「自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて総株主の議決権の百分の十以上の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主」と定めており、同法第27条の23第4項、第5項と異なり、共同保有者の保有する株式数を加算する旨の規定は存在しません。また、議決権の共同行使の合意がある場合には、同条第4項、第5項では合意の当事者の株式数を加算することになりますが、同法第163条には、そのような定めはありません。

したがって、任意組合として発行会社の総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有することになっても、任意組合の総株主の議決権に対する議決権の保有割合に各組合員の任意組合に対する出資割合(株式の共有割合)を乗じたものを当該各組合員に係る同法第163条の主要株主該当性の計算に用いるものと解すべきであり、照会者MAC2000自体には、同条は適用されないものと思料いたします。

③売買報告書に記載すべき「売付け等」について

証券取引法第163条に基づき売買報告書に記載すべき「売付け等」については、同条第1項、同法施行令第27条の6及び上場会社証券売買令第1条の4において定義されているところ、その定義は限定列举であると解すべきであり、ToSTNeTを利用する売付けを含む取引所有価証券市場における売付け、取引所有価証券市場外における売付け、発行会社以外の者による公開買付けに対する売付け及び発行会社による公開買付けに対する売付けは、いずれも、「売付け等」に該当する一方、有償減資又は有償法定準備金減少に応じること、合併、株式交換、株式移転又は会社分割に応じること及び配当金の受領は、いずれも、「売付け等」に該当しないものと思料いたします。また、商法に基づく株式買取請求権(商法第245条ノ2第1項、第349条



第1項、第355条第1項、第358条第5項、第371条第2項、第408条ノ3第1項、第413条ノ3第5項)の行使については、形式上は「売付け等」に該当すると解する余地があるものの、株式買取請求権の行使時期には制約があり(同法第245条ノ3)、保有期間を6月超とすることができない場合もあることから、利益提供義務を課すのは不当であり(証券取引法第166条によるインサイダー取引規制でさえ、同条第6項第3号により、商法上の株式買取請求権の行使については適用除外とされています)、同法第163条の「売付け等」には該当しないものと思料いたします。

4. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについての同意

照会者は、本照会における照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについて同意いたします。

以上